

H26春協議

様式2

総合特区 特例措置(規制分野)「省庁において検討を進めている項目」

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	法令等	省庁・担当課等	省庁回答欄			
						ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	備考
ながさき海洋・環境産業拠点特区	3242	海洋・環境産業に従事する人材の育成・確保(外国人技能実習生の受入期間の拡大)	<p>県内の企業には、多くの専門的・技術的な外国人技能実習生(高度な溶接技術)が実習に従事しているが、造船関連産業が集積した本特区参加企業において、現行制度下では時間の制約で熟練を要する専門技術の習得を断念せざるを得ない状況にある。</p> <p>このため、外国人技能実習制度の期間拡大の特例措置を講じ、より多くの熟練した専門技術の習得を可能とする特例措置を行う。</p> <p>○拡大期間:5年間(現行3年間)</p> <p>○根拠:現行法在留期間の最大年限(出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項)</p> <p>○対象企業:県内大手造船所、及び関連企業</p> <p>・H25秋協議の際、指摘のあった法令違反は申請企業においては発生しておらず、厳格な管理体制下において適切に運営している。</p> <p>・平成22年7月の制度改正の趣旨を更に十分理解し、対象企業等による講習会開催など適切な管理体制をとることに、更に、制度の適正な運営を行っていく。</p> <p>・また、H25秋協議においては「法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会で検討している状況にあるため、本特区への回答は困難である」との見解を示されたため、一旦協議を中断したが、その後の制度見直しの状況を踏まえ、改めて協議を依頼するもの。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第2条の2、出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令</p> <p>(出入国管理及び難民認定法第2条の2、出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令、技能実習制度推進事業運営方針(平成26年4月1日一部改正 厚生労働大臣告示))</p>	<p>法務省 入国管理局 企画室 厚労省 職業能力開発局 外国人研修推進室</p>	<p>外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」(以下「技能実習法案」という。)を平成27年3月6日に閣議決定し、同日、第189回国会(常会)に提出した。</p> <p>今後、技能実習法案が成立した場合は、「日本再興戦略改訂2014」で示されているとおり、管理監督体制の抜本的強化とともに、優良な受入れ機関及び技能実習生に対する技能実習期間の延長(一旦帰国後、最大2年間)などの見直しについて、平成27年度中の新制度への移行に向けて取り組むこととしている。</p>	<p>協議自体は終了。</p>	-	